# 実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
掛川市	東山地区	令和3年3月18日	_

### 1 対象地区の現状

<u>1</u> )±	155ha		
27	99ha		
(3)±	③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計		
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7ha	
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	7ha	
<b>4</b> )t	④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 3k		
(備考)			

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策 等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

本地区は、山間地で逆川の最上流部に位置し、丘陵地を切り開いた茶園が広がる屈指の茶産地である。栗ケ岳には茶草場テラスがリニューアルオープンし世界農業遺産である茶草場農法について発信している。山間部は乗用摘採機の入らない茶園の荒廃化が進んでいる一方で、条件の良い茶園を求め他地区への出作も見受けられる。また、高齢化による担い手不足も見受けられる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3	対象地区内における中心経営	休への	農地の	生約イトイ	- 関す	ろ方針
J	対象地位内における中心はき	. PAY > U.J	一長りにひん	未ルリルし		のノノル

(1)	茶園による樹園地利用は、複数の中心経営体により集約化を進める。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

## (参考) 中心経営体

属性	農業者	現状		今後の農地の引受けの意向		
<b>周江</b>	(氏名・名称)	経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範 囲
認農		茶	450 a	茶、野菜	560 a	
認農		茶	254 a	茶	254 a	
認農		茶	415 a	茶	415 a	
認農		茶	287 a	茶	250 a	
認農		茶	456 a	茶	446 a	
認農		茶、水稲	500 a	茶、水稲	490 a	
認農		茶	280 a	茶	280 a	
認農		茶	350 a	茶	400 a	
認農		茶	312 a	茶	350 a	
認農		茶 茶	350 a	茶	360 a	
認農		茶	355 a	茶	365 a	
認農		茶	363 a	茶	400 a	
認農		<u>茶</u> 茶	420 a	茶	450 a	
認農		茶	332 a	茶	350 a	
認農		茶	280 a	茶	280 a	
認農		茶	315 a	茶	315 a	
認農		茶	377 a	茶	400 a	
認農		茶茶茶茶茶茶茶茶	400 a	茶	400 a	
認農		茶	310 a	茶	348 a	
認農		茶	310 a	茶	350 a	
認農		茶	310 a	茶、野菜	294 a	
認県		茶	320 a	茶	300 a	
認農		<u>茶</u> 茶	237 a	茶	237 a	
認農		茶	400 a	茶	400 a	
認農		茶	300 a	茶	330 a	
認農		茶	260 a	茶	300 a	
認農		茶、オリーブ	355 a	茶、オリーブ	355 a	
認農		茶	485 a	茶、イチゴ	520 a	
認農		茶	385 a	茶	350 a	
認農		茶	375 a	茶、他	402 a	
認農		茶	504 a	茶	504 a	
認農		茶	320 a	茶	350 a	
認農		茶	300 a	茶、野菜	304 a	
認農		茶	384 a	茶	400 a	
認県		茶	30 a	茶	30 a	
計	35 人		11377 a		11725 a	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、 法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は 「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

## (1)農地中間管理機構の活用方針

東山地区の農地は将来の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付け を進めていく。

# (2)基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討していく。

### (3)新規・特産化作物の導入方針

茶を中心に複合栽培として野菜類、レモン、イチゴ、シイタケ等を検討。

# (4)鳥獣被害防止対策の取組方針

地元対策協議会と猟友会員により連携を図り、箱罠設置箇所の餌やりや見回りを定期的に行い捕獲強化に取り組む。

### (5)災害対策への取組方針

台風等の災害及びそれに伴う停電等に対応するため、園芸施設の強靭化や無停電電源装置の設置などに取り組む。

### (留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。